

愛媛県へ移住した方の マイホーム取得を 金利引下げで応援！



「愛媛県移住者住宅改修支援事業」の補助金交付と
セットで【フラット35】地域活性化型が利用できます。

対象となる方

- ・働き手世帯：少なくとも1人が60歳未満の世帯
- ・子育て世帯：中学生以下の子どもがいる世帯
※いずれも平成28年4月1日以降に愛媛県外から移住した方



対象となる住宅

- ・県空き家情報バンク・市町空き家バンク等を通じて購入※1（または賃借）し、改修工事を行う一戸建て住宅 ※1【フラット35】地域活性化型の対象は購入の場合のみです。

【フラット35】 地域活性化型 ※2

金利引下げ期間

当初**5**年間

金利引下げ幅

【フラット35】の借入金利から

年**▲0.25%**



愛媛県移住者 住宅改修支援事業 ※3

支援内容（住宅の改修経費）

働き手世帯

補助率：経費の**2/3**

補助限度額：**200万円**

※いずれも50万以上の改修に限ります。

子育て世帯

補助率：経費の**2/3**

補助限度額：**400万円**

※2 愛媛県移住者住宅改修支援事業では、県内全市町において、住宅金融支援機構と協定を締結しています。

【フラット35】地域活性化型の詳しい内容はフラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。

※3 愛媛県移住者住宅改修支援事業の詳しい内容はえひめ移住支援ポータルサイト e移住ネット（<https://e-iju.net/news/5219.php>）をご覧ください。
また、支援内容・募集期間等は移住先の市町により異なりますので、詳しくは裏面の移住者住宅改修支援事業の担当課へお問い合わせください。

【フラット35】地域活性化型 をご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型をご利用いただくためには、各市町の移住者住宅改修支援事業の担当課から、「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

※「【フラット35】地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。

【フラット35】S と組み合わせ、さらに金利を引き下げ！

【フラット35】Sは、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。